

248

11636

様式44

令和7年 9 月 12 日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県松阪市目田町327番地5
医療法人の名称 医療法人 みやむらクリニック

理事長 宮村 俊行

電話 0598 (61) 2220

決 算 届

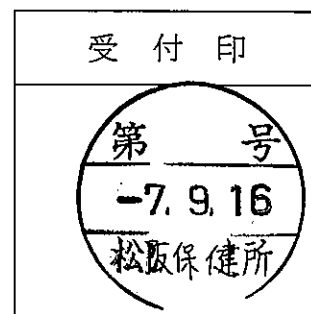
令和6年 7月 1日から令和7年 6月30日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

[備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつ提出してください。
(医療法施行規則第33条の2第1項)



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和6年 7月 1日 至 令和7年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 みやむらクリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県松阪市目田町 327 番地 5

(3) 設立認可年月日 平成 26 年 10 月 29 日

(4) 設立登記年月日 平成 26 年 11 月 19 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	みやむらクリニック	2410705954	三重県松阪市目田町 327 番地 5	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 6 年 8 月 25 日 前年度の決算承認

令和 7 年 6 月 22 日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 みやむらクリニック

所在地 松阪市目田町 3 2 7 番地 5

※医療法人整理番号

01436

財 産 目 録

(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	178,876 千円
2. 負 債 額	15,144 千円
3. 純 資 産 額	163,731 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	168,015
B 固 定 資 産	10,861
C 資 産 合 計 (A + B)	178,876
D 負 債 合 計	15,144
E 純 資 産 (C - D)	163,731

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 みやむらクリニック

※医療法人整理番号 0636

所在地 松阪市目田町 3 2 7 番地 5

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

(単位 : 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	168,015	I 流 動 負 債	15,144
II 固 定 資 産	10,861	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	9,628	負 債 合 計	15,144
2 無 形 固 定 資 産	644	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	588	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	136,731
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	27,000
		純 資 産 合 計	163,731
資 産 合 計	178,876	負 債 ・ 純 資 産 合 計	178,876

様式 4 - 2

法人名 医療法人 みやむらクリニック

※医療法人整理番号 0636

所在地 松阪市目田町 3 2 7 番地 5

損 益 計 算 書
(自 令和6年 7月 1日 至 令和7年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	141,116
2 事業費用	128,165
本来業務事業利益	12,951
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	12,951
II 事業外収益	289
III 事業外費用	95
経常利益	13,146
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	13,146
法人税等	2,945
当期純利益	10,200

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 みやむらクリニック

理事長 宮村 俊行 殿

私（注 1）は、医療法人みやむらクリニックの令和 6 会計年度（令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 8 月 28 日

医療法人みやむらクリニック

監事 森 智

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。